

第13回規制改革会議 議事録

1. 日時：平成25年7月26日（金）9:30～11:32

2. 場所：合同庁舎4号館4階第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、大崎貞和、
翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、
長谷川幸洋、林いづみ、松村敏弘、森下竜一

（政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、甘利経済再生担当大臣兼内閣府特命
担当大臣（経済財政政策）、寺田内閣府副大臣

（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、館規制改革推進室次長、
中原参事官、柿原参事官、三浦参事官、大熊参事官

4. 議題：

（開会）

1. 規制改革会議の進め方について
2. 「規制改革ホットライン」運営方針について
3. その他

5. 議事概要：

○岡議長 おはようございます。定刻になりましたので、第13回規制改革会議を開催します。初めに両大臣から御挨拶いただきますが、閣議御出席のため両大臣とも9時50分前後に退席されます。稲田大臣には閣議終了後、再度御出席いただく予定になっております。

それでは、最初に甘利大臣から御挨拶をお願いいたします。

○甘利大臣 おはようございます。6月までの第1期の規制改革会議におかれましては、短い期間にもかかわらず、雇用関連、エネルギー・環境関連、健康・医療関連、これらを重点分野として精力的に議論を進めていただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

規制改革会議で議論いただいた内容も踏まえまして、6月14日、日本再興戦略を取りまとめたわけでありますけれども、今後は戦略を具体的に実行していくこと、それから、雇用や社会保障、農業などの分野での残された課題にしっかりと対応していくことが重要であるわけでございます。

このために秋の臨時国会を成長戦略実行国会と位置付けると総理もおっしゃっているわけですが、この実行のために必要な法案を制定するとともに、税制とか制度改革につきましても矢継ぎ早に実行に移すということでございます。

特に規制制度改革につきましては、今後どのような進展が図られるか。国民さらには世界のマーケットが注目をしています。

今日からスタートする第2期の規制改革会議におかれましては、こうした点を意識しつ

つ、第1期で十分に議論できなかつた課題であるとか、新たな課題に対して十分な議論をしていく、成長戦略のさらなる進化につながるような有意義な改革案を導き出していただくことを期待いたしております。どうぞよろしく願いいたします。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして稲田大臣から御挨拶いただきます。

○稲田大臣 皆さんおはようございます。

こうして第2期の規制改革会議、皆さん方とお久しぶりにお会いをして、また新たに始めることを本当にありがたいと思っております。また、4カ月強の短い期間でしたけれども、大変チームワークよく岡議長、大田議長代理の下でワーキング・グループも積極的にとり進めていただきまして、非常にいい取りまとめができたと思っております。

また、実施計画を閣議決定し、主要な事項について日本再興戦略等にも盛り込むことができました。今回の決定事項についてフォローアップし、そして着実に改革を進めていきたいと思っております。

いよいよ、今、甘利大臣からお話がありましたように、この規制改革会議は2期目の本当の実行が非常に世界からも注目をされていると思います。また、答申にも明記されているように、農業や保険外併用療養費制度等についてのさらなる議論の掘り下げ、また、明確な委任がないまま省令等の下位規範において規制が行われている実態、所管府省が自ら規制を見直すという取組など、前回の会議の中で皆様方から提案されてきた問題についても、今後の課題として取り組んでいきたいと思っております。

国際先端テスト、規制改革ホットラインについても、前回の取組を踏まえてさらにいいものにして、着実に進めていきたいと思っております。

私も担当大臣としてこの改革に取り組む姿勢を、今日また新たにいたしまして、この会議は本当にチームワークもいいし、皆さん前向きに、そして精力的に取り組んでいただいておりますので、委員の皆様方の引き続きの御協力をいただき、私も改革に取り組んでまいるので、どうぞよろしく願いいたします。

○岡議長 ありがとうございます。

報道関係の方はここで御退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○岡議長 それでは、これから議事に移りたいと思いますが、私から最初に一言お話をさせていただきます。今、稲田大臣の御挨拶でも少し触れていただきましたが、この会議は私、大田議長代理を含め、15名の委員のチームワークでしっかりとやってきたと思っております。今後もこの15人のチームワーク、事務局とのチームワーク、政務とのチームワーク、さらに、他の会議体組織との連携、一言で言えば、チームワークで成果を上げていきたいと思っておりますので、引き続きの御理解と御協力をお願いします。

それでは、議事に入ります。本日の議題1では、来年6月までの規制改革会議の活動方針について、幅広く意見交換をしたいと思っております。お手元の資料は、今月上旬に私と大田

議長代理から御提示した「たたき台」に対する皆様の御意見を踏まえ、改めて議長、議長代理からの案を事務局に整理していただいたものです。

別紙1の「最優先案件」については、本日、議長、議長代理からの共同提案という形でお示しするものですので、後ほど大田議長代理から御説明していただきます。

まず、それ以外の部分を事務局から説明願います。

○中原参事官 それでは、お手元の資料1を御覧頂ければと思います。規制改革会議の進め方についてでございます。

まず会議の開催につきましては、本年7月から来年6月までの1年間をサイクルとして議論を進め、開催頻度は月1～2回を基本としまして、状況に応じて弾力的に開催することとさせていただいております。

次に、審議事項と審議方法についてでございます。審議事項としましては、後ほど御説明を賜ります最優先案件として選定された事項のほか、ワーキング・グループでの検討を経て本会議で決定された事項、規制所管府省が主体的、積極的に規制改革に取り組む仕組みの構築、明確な委任がないまま省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し、それから、後ほど御説明をさせていただきます重点的なフォローアップ事項とさせていただきます。

審議方法としましては、上記の事項は全て本会議で審議の上、決定をする。なお、その審議に当たりましては国際先端テストをさらに積極的に活用しまして、その定着に努めていくこととさせていただいております。

ワーキング・グループ等の設置につきましては、これまでの健康・医療、雇用、創業・IT等のワーキング・グループに、農業、貿易・投資のワーキング・グループを加え、以上5つのワーキング・グループを設置することとさせていただいております。

規制改革ホットラインにつきましては、こうした提案事項への対応にはこれまで以上に注力するということとございまして、規制改革会議の場で精査・検討を要する重要案件を審議するために、新たにホットライン対策チームを設置することとさせていただいております。

4番目としまして公開ディスカッションの開催等とございまして、規制改革に関する広い議論を喚起するために、公開ディスカッションを開催する方向でテーマ、方法等を検討、審議するということとございます。

取りまとめにつきましては、来年6月をめどに答申を取りまとめますが、必要に応じて中間取りまとめなどを検討するほか、従前もなされておりましたとおり、状況に応じて随時見解を公開することとさせていただいております。

次に別紙2を御覧賜ればと存じます。規制改革会議としましては、前回6月5日の答申に掲げた規制改革事項というものは、いずれも着実にフォローアップを行うこととしますけれども、以下の事項については特に重点的にそのフォローアップを行いまして、確実な実現を図るとさせていただいてございまして、項目としましては以下の規制改革、すなわ

ち、再生可能エネルギーに係る規制、次世代自動車の世界最速普及、認可保育所への株式会社、NPO法人の参入、保育士数の増加、全ての社会福祉法人の経営情報の公開、いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分も含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認、一般用医薬品のインターネット販売、ジョブ型正社員の雇用ルールの整備、労働者派遣制度の見直し、老朽化マンションの建替え等の促進及びビッグデータ・ビジネスの普及に関する規制改革。こうした項目を掲げさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○岡議長 では、これからの意見交換は、資料1の項目ごとに進めていきたいと思えます。

最初に、1番目の「会議の開催」について御意見をいただきたいと思えます。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、「会議の開催」につきましては、この資料のとおりで進めさせていただきます。

次に、2番目の「審議事項と審議方法」に移ります。このパートは「審議事項」と「審議方法」に分けて議論を進めます。まず、別紙1「最優先案件」につきまして、大田議長代理に説明いただきます。

○大田議長代理 岡議長と私の共同提案として、当面の最優先案件を御説明いたします。

これは前期と同じく緊急性の高いもの、重要性の高いものを議論し、決着がついたら次々にスタートさせていく。今期にこれだけということではなくて、決着がついたらまた次をスタートさせる。議長は新幹線ダマと呼んでおられますが、そういう形で今回も進めたいと思えます。

最優先案件、当面のものは3つです。

1つは保険診療と保険外診療の併用療養制度。これは保険診療と保険外のいわゆる混合診療と言われてきたものです。6月の日本再興戦略では再生医療について一歩前進いたしました。これをさらに本格的に議論していくということです。

まず1つは、国内で開発されて、まだ保険には収載されていない先進的な医薬品・医療機器を用いた医療技術です。これも開発を促進する観点から併用を認めてはどうか。それから、海外で使用されて承認されているけれども、国内ではまだ未承認、保険に収載されていない医薬品・医療機器を用いた医療技術、これも併用しやすくする規制改革を議論してはどうか。

2番目、介護・保育事業における経営主体間のイコルフットィングを確立する。前期では保育に関して株式会社と社会福祉法人が共に競い合ってサービスを高めていくような体制づくりを議論いたしました。社会福祉法人については、情報開示の面では財務諸表を出してイコルフットィングを進めることをやってまいりました。これをさらに広く介護・保育事業において社会福祉法人、株式会社、NPOが同じ土俵でサービスの質を競い合うための環境づくりを規制改革の観点から議論してはどうかというものです。

3番目、農地関連規制の見直し。後から御説明がありますけれども、新たに農業のワーキング・グループも立ち上がりますので、こちらで農業の規制改革の本格的な議論はなさ

れます。しかし、6月の成長戦略の中にもありますように、農地中間管理機構を創設するといった、これは農業の競争力を高めるための新しい枠組みの制度設計がスタートし、いずれ法案も出されます。本会議では緊急性の高いものを扱うという観点から、農業の競争力を高める、成長産業になるための取組が新しい制度設計の中で本格的にできるかどうか。規制改革の観点からチェックをして提言をしていきたいというものです。

以上、3点を最優先案件として御提案いたします。

○岡議長 まず、今説明いただいた「最優先案件」についての御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 ありがとうございます。

内容はこれで賛成でございますけれども、言葉のことで、2番目の介護・保育事業等における経営主体間のイコールフットィング確立なのですが、サービスの質を「競い合う」をサービスの質を「高め合い、提供するための環境づくり」としてはいかがでしょうか。

○岡議長 今の佐々木委員の御意見、採用させていただきます。

他、いかがでしょうか。佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

別紙1の当面の最優先案件、新幹線ダマという御紹介のあった案件の3段目です。これはこの会議でも農地中間管理機構についての説明をお聞きする場があったかと思えます。ここの書きぶりなのですが「農地中間管理機構創設など」というのは、創設などの農業の成長産業化のための取組、取組の事例としてこれを挙げているのか、農地中間管理機構の創設などについて、規制改革の観点から検討して提言を行うという意味なのか。私は後者の意味であるべきだろう。つまり農地中間管理機構の創設というのが農業の成長産業のための取組だということを大前提にということではなくて、その中身をもし議論するのであれば、農地中間管理機構の創設などについてということを確認に、皆さんがそういう理解だということであればいいのですけれども、そういうふうに読めなかったので、その点をはっきりとした方がいいのではないかという提案です。

以上です。

○岡議長 大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 私も今の佐久間委員の御意見に全く賛成でして、農業のワーキング・グループも作ろうという方向にもなっていることですので、農業の成長産業化のための取組全般というふうに誤解されるのもよくないなと。それだとかえって広過ぎるのかなと思って、もちろん見出しに農地関連規制と書いてありますので、ある程度、焦点が絞られた話だということは理解してもらえらると思うのですが、佐久間委員のおっしゃるような修正をした方がいいのかなと私も思います。

○岡議長 今の点について、他の方から御意見ありますか。大田議長代理、お願いします。

○大田議長代理 確認ですが、農地中間管理機構を作ること自体は成長戦略として閣議決定もなされているわけですから、創設云々ではなくて、農地中間管理機構の創設などに関

連して、この農業の成長産業化の取組が効果的に機能するというようなニュアンスでよろしいのでしょうか。それとも創設そのものも議論すべきだという御意見でしょうか。

○佐久間委員 私が今、申し上げたのが、創設というのが決まっているとしても、その中身というか、運用などについて検討するのだろうという意味で、創設についてということではっきりされた方がいいのではないかという提案でございます。

○大田議長代理 それでしたら賛成です。

○岡議長 大崎委員も同じ御意見ですね。実は、私どもの趣旨もそういうことで、この表現がクリアでなかったと受け止めます。農業ワーキング・グループの方で1年かけてじっくりと幅広く議論をしていただくことがまずありますので、それはそれとして、この最優先案件の方では、今政府で考えている農地中間管理機構の手法を通じた農業の成長産業化という方針のところ、私どもとしての見解を述べていきたいという趣旨でございます。我々も、佐久間委員、大崎委員と同じ理解でありますので、誤解を避けるような表現に修正したいと思えます。

他、いかがでしょうか。あえて、私の方から御質問させていただきます。この3件以外にこれを取り上げたらどうかという意見が、もしあれば伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。当面この3件でよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 それでは、皆様からいただきました「明確な表現にすること」あるいは「表現をもう少し質の高い表現にすること」も含めて修正させていただくことを前提に、当面我々が取り上げる最優先案件をこの3件とすることとします。先ほど大田議長代理からも御説明がありましたように、見解を出すことになれば、その後、新たな項目を取り上げていくという基本的考え方は変わりません。

次に、審議事項の2番目以降の「ワーキング・グループ」「仕組み」「省令等下位規範による規制」についての御意見をいただきたいと思えます。いかがでございましょうか。

○鶴委員 どうもありがとうございます。

この審議の方法で第2期も国際先端テストを積極的に活用しということで、これは引き続きしっかりやらなければいけない手法ということで理解しております。

雇用ワーキング・グループにつきましては労働者派遣制度、有料職業紹介につきまして国際先端テストを行いました。ただ、答申に関しましては時間的な制約がありまして、一部の国を暫定的に中間報告ということで厚生労働省から提出いただいています。もう少し国を広げた最終的な御報告というのは6月末までと多分なっていたと思うのですが、まだこれもできていないような状況でございまして、国際先端テスト、なかなか粘り強くやっていかないと前に進まない問題かなということで、今回、重点的フォローアップ事項として労働者派遣制度の見直しということも入っていますので、引き続きそこはしっかり御対応を厚生労働省にもお願いしたいと思えますし、引き続き事務局のサポートもよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○岡議長 鶴委員の今の御発言は御意見としては承っておきますが、私の説明不足だったかもしれません。まず、この「審議事項」の2) 3) 4) について意見交換を行い、「審議方法」についてはその後、別途行いたいと思いますので宜しくお願いします。

浦野委員、どうぞ。

○浦野委員 特に3) と4) なのですが、具体的な取組の端緒としては、各省庁にこういった趣旨で取りまとめてもらったものを我々がまず見るというのか、あるいは我々の中からはある程度そういった調査の仕方そのものの中に入って行くのか、その辺はいかが考えたらよろしいのでしょうか。

○岡議長 まず、私から御説明をして、必要だったら事務局から補足してください。

3) の「仕組みの構築」につきましては、この本会議で皆さんと大いに意見交換をして、私どもが仕組みの案を作っていくという考え方を基本としております。

4) の「省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し」につきましては、まず実態がどうであるかということは、事務局中心に調査をしていただいて、その上での議論になると思います。私自身の限られた知識の範囲内で申し上げますと、今、去年3月末時点で1万4,600項目の規制がある。そのうち法律、政令によるものは75%である。言い換えますと、25%は省令以下である。省令のうち、その上位にある法律、政令の委任を受けているものは、国民の権利を制約することが可能のようですが、そのような委任があるのか明確でない省令、あるいはそれ以下のものについては、そういう制約をしてはいけないというように理解しております。

したがって、現状、省令以下の規制がどういうものかという実態調査と分析をし、そして我々の方から関係省庁に対し、「この省令は法的な委任が不十分ではないですか。であれば、今許認可を求めているようなことはやめるべきではないですか」というような、イメージ的な話をさせていただいているので、事務局からもっと専門的な立場で説明を加えてほしいのですが、そんなイメージで考えております。

事務局から補足があったらお願いします。

○中原参事官 補足というほどではございませんけれども、今、議長から御説明がございましたとおり、実際にどのような実態になっているかをまずもって分析するところから始めまして、その後、御議論を賜りたいと考えてございます。

○岡議長 浦野委員、よろしいですか。

森下委員、どうぞ。

○森下委員 今の浦野委員の質問に関連するのですけれども、これは非常に大事だと思うのです。局長通達であったりとか、よく分からないところで規制されているというのが、どうも皆さんとお話していると非常に多い。ただ、非常に多いのでどこから手をつけるか非常に難しいのではないかと思います。これはどういう形で手をつけるかということに関して、1つはここの委員の皆さんの御意見もあると思うのですが、あとは規制改革

ホットラインとか、そういうところから拾い上げていって、そこを集中的に実態調査するというイメージなのではないでしょうか。それとも網羅的に何かやる方法があるのでしょうか。

○岡議長 そのこのところは、これから皆さんの意見を聞きながらやっていきたいと思えます。あるいは1年間で完成するかどうかとも分からない。対象項目が大変多くありますので。ただ、我々の会議がそういう動きをすることを明らかにすることはそれなりに効果があると思えます。場合によっては3つぐらいの代表的な省を選んで集中的にやるとか。それでやると決めたわけではないのですが、その辺のところも大いに皆さんと意見を交わして、ポイントは先ほど申し上げたような、省令以下で法的な委任を受けていないものに対して関係省庁が主体的積極的にそこを改革してくれるように持っていければよろしいのかなど。そういう意味で3番目の「仕組み」とはどこかで接点が出てくるかもしれませんが、そんなイメージで考えております。

○森下委員 何となくどこの省庁かイメージがわきました。

○岡議長 林委員、どうぞ。

○林委員 私も実態調査が必要だと思っております、一方で網羅的なものはなかなか難しいと思えます。そこで私見での御提案なのですが、別紙2の重点的フォローアップ事項がございます。これは第1期で検討する中で実際に下位規範による規制の実態、本当は規制していないのに萎縮効果が起こっているような場合もありますし、そういったものが大きな規制になっていることがございます。私が関与していた中でも再生可能エネルギー関係ですとか、健康食品などの機能性表示の問題、認可保育所の関係など、非常に下位レベルの通達行政が行われているという実態がありますので、重点フォローアップ事項は見直しの1つの切り口になるのではないかと思います。

なお、審議事項の3番の「規制所管府省が主体的、積極的に規制改革に取り組む仕組みの構築」という点は、稲田大臣が所管されておられる公務員改革の問題にも通ずるところと思えますので、他の会議体と連携しながら進めていけるのではないかと思います。

以上です。

○岡議長 4番目のテーマについてのアイディアとして受け止めたいと思えます。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 4について確認させてください。具体的に要望がある、あるいは既に要望があって、対応を要求したといった具体的な問題があるところで、そのネックになっているのが省令以下のもので、しかもその省令は法の委任の範囲を超えているものであるならば、それは当然に改革してもらいたい。4という項目を挙げなくても当然のことであると理解してました。この会議がそのような省令以下で、法の委任の範囲を超える規制をすることは許さないということを再度きちんと打ち出すこと自体は意味があると思うのですが、4という項目を立てた意味はそれだけでしょうか。私はそれだけではなく、4という項目を立てたということは、正に議長がおっしゃったように、ある種、網羅的にというか、それは文字どおり全省庁やるか、一部の省庁を先行するかは別にして、当然にやることにさ

らにプラスアルファで問題を更に洗い出す、こういう強い問題意識を持っているということを示すために項目を立てたのだと理解していました。この理解でいいですね。一応確認させてください。

○岡議長 おっしゃるとおりです。具体的な項目が出てきたものはしっかりとフォローすることは当然でありますけれども、ここで4番目を掲げたのは、むしろ網羅的に、もっと言うと、考え方として、法律や政令の委任を受けていない省令以下のものが国民の権利を押さえる、あるいは義務を課すといったものはなくしていきましようよという考え方を、我々の会議の主張として出していく。

ただ言っているだけではなく、そこは何らかの具体的アクションが必要だろう。そのアクションについては、皆さんとここで議論をしたうえで決めたいと思いますが、今、私に具体的なアイデアがあるわけではない。先ほど3つくらいの省を選んでと申し上げたのは、正に1つのアイデアであり、考え方は今松村委員がおっしゃったとおりでございます。

鶴委員、どうぞ。

○鶴委員 ありがとうございます。

今の4番目の省令等下位規範の件なのですけれども、ある程度網羅的にやらなければいけない。省庁を少し選定してというお話もありましたが、私はうまくホットラインを活用するという考え方もあるのではないかという感じがして、今はそれぞれのところからいろいろな個別、要望を受けているという形ですけれども、ある意味で規制改革会議自体がこういう省令等下位規範による問題というのも非常に今、検討しています。特にこういうことについていろいろ問題だと思っていることがあればというような、逆に問いかけみたいなものも1つあり得るのかなと。そうすると、そういうものについて問題意識を持っている方々がホットラインというところに逆に要望を出してくる。そういう形での拾い方もあるかなと思います。

以上です。

○岡議長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

今日の2番目の規制改革ホットライン運営方針の議論にも関係するのですけれども、ここで2)ワーキング・グループでの検討を経て本会議で決定された事項、これをこの規制改革会議本体で審議するのだというところなのですが、このホットラインで上がってくるものでワーキング・グループに区分されないもの。特に今回、環境・エネルギーはワーキング・グループを作らない。そうは言っても今の状況からすると環境・エネルギーの問題というのはかなりまだたくさんある。

例えば前回、微量PCBについては中途半端な解決よりはということで項目を落としているとか、それはあくまでも一例ですが、そういうものが上がってきたときには、それはワーキング・グループのどこかで議論をするのが原則だと思うのですが、分類されないもの。

つまり、今のここの5つのワーキング・グループ以外の項目にもしそういうものが入るとすれば、それは本会議では議論をしないということになるのか、ワーキング・グループのどこかでその他みたいなものとしてどこかにくっつけて、そのワーキング・グループで議論をする。そのワーキング・グループの検討を経て本会議に上がっていく。こういうことなのかどうかという点の質問でございます。

○岡議長 詳細はこの後の議題でまたやりますが、結論的なことだけ申し上げれば、今の佐久間委員のお話に関しては、「その他」ということではなく、この5つのワーキング・グループに振れないものは「ホットライン対策チーム」と本会議で一緒にやっていくことになると思います。

ホットラインの進め方については、前回の会議で多くの皆さんから、突っ込み不足だったとか、十分でなかったとか、いろいろな御意見がありましたので、今期は相当注力しようと思っています。そのために具体的にどのような進め方をするかということについては、後ほどの議事でもう一度やらせていただきます。

滝委員、どうぞ。

○滝委員 鶴委員からのお話と同じようなことになるかもしれませんが、今日までを長い目で見てみると、ホットラインには抵抗勢力からの発言が数多くあって、事務方からすれば意味が薄いのではないのでしょうか。それに対して、このホットラインを規制改革会議の方から意見を求めるような積極的ないかし方をしていくと、抵抗勢力とのバランス的にも規制改革会議としてやりやすくなる。事務方は少し大変になるかもしれませんが、こちらサイドから意見を求めるという形にすることで、見識ある人の意見がホットラインにどんどん出てくるようになると思うのです。今までは、要するに反対したい人の反対の意見が野次も含めて多いというような実態なのです。そういう意味では、ホットラインは使い方によってはそういう人たちに対していい意味の影響が生まれ、規制改革が進めやすくなるのではないかと、そんな気もしております。

○岡議長 今の滝委員の御意見も、後ほどのホットラインの意見交換のところに反映させていきたいと思います。

金丸委員、どうぞ。

○金丸委員 ありがとうございます。

先ほどお話が出ていた4番目の省令等、規制の実態の分析と見直しに関してなのですが、先ほどの議論は網羅的にやっていくのかとか、ターゲットを絞り込んでやっていく方がいいのかという議論があったのですが、ネットで検索しただけで申し訳ないのですが、例えば過去に2000年前後だと規制緩和白書というものが作られていて、ここで公的規制の現状だとか、結構分析だとか見直しがなされているような、過去の実績があるようです。だから今回もゼロベースでは多分ないと思いますので、過去いろいろやってこられたようなことも参考にして、今、乱暴に網羅的にいくか、ターゲットを絞るかという議論ではなくて、過去も踏まえて是非やっていただきたいと思います。

その中に書いてあるのですが、例えば規制については許可だとか認可だとか免除だとか指定という言葉が使われているものを全部ピックアップして、85年で数えたら1万54あって、99年には1万1,581あって、多分、現在は1万4,000とかですか。だから増えてはいるわけで、そういう中で先ほど岡議長がおっしゃられた25%ぐらいが下位のレベルにあるようなことだということなので、既に分析も随分なされているような気がしますので、是非、参考にしていただいて、次回でもどんな分析でいくべきかという案をお示しいただいた方がいいのではないかと思います。

以上です。

○岡議長 今、金丸委員が言われたように、総務省の行政評価局が3年に一度だったか、定期的に整理整頓をしております、その直近のものが昨年3月末のデータなのです。私が先程規制の総数が1万4,600項目で、その75%が法律と政令だと申し上げたのは、そのデータをベースにしているわけでありますので、何もない状態からではないという御指摘はそのとおりでございます。そのようなデータも事務局で一度整理整頓していただいた上で、このテーマの議論をどういうふうに進めていくのかを考えていきたいと思います。

他、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、審議事項の2番、3番、4番につきましては、このような形で、今の皆さんの御意見も踏まえまして、さらに議論を深めていきたいと思います。

次に、審議事項の最後の項目として、別紙2にリストアップしました「重点的フォローアップ事項」についての意見交換をしたいと思います。いかがでしょうか。

○浦野委員 この別紙2を見ますと、一般用医薬品のインターネット等販売のところまでは、一応具体的な姿の提示があったと思うのですけれども、ジョブ型以下については規制官庁の方も含めて何か中途半端で終わっているというか、具体的な提示がなかったと思います。特に例えば老朽化マンションの建替え等の促進について言うと、ほとんど法的な動きの中では進展がなかったと思いますけれども、こういった問題をフォローアップというよりは、もう一回取り上げますと言う方が私は正解のような気がするのですが、そういう意味合いを含めて、ここで言うフォローアップの仕方といいますか、どこまでがそうなのか教えていただきたいと思います。

○岡議長 御指摘のとおり、この10項目でいくか、もう少し増やすかは今日の皆さんの意見を踏まえて決めたらと思いますが、項目によってポジションにばらつきがあります。今の浦野委員の御指摘どおりであります。

したがいまして、今日ここで、どのような項目かが決まったら、その項目ごとにポジションを考慮しながら、どういう形で交渉を進めていくのか。時間軸も含め、例えば、再生可能エネルギーに係る規制のフォローアップはこういう時間軸で、こういう交渉の仕方をしていこうということを事務局に整理整頓するように指示しようと思っております。

次の次の会議、すなわち9月の第15回会議に、今言った時間軸と交渉の仕方などを含めた取組方針を提示して、また皆さんと意見交換をしようと思っております。浦野委員がお

っしゃったようにポジションの違いがあるものを攻めていくということでございます。

○翁委員 フォローアップ事項の中の社会福祉法人の経営情報の公開というのは、当面の最優先案件の大前提といたしますか、むしろここを突破口にしてガバナンスの問題や内部留保の問題や、いろいろな規制や税の問題などについて議論していくという理解でおりますので、むしろ最優先案件かなと。こちらに書いておいてももちろんいいのですが、これとまずは有機的に議論をしていく必要があるということをお願いしたいと思います。

○岡議長 どうぞ。

○大田議長代理 今の社会福祉法人の経営情報は年内となっておりますので、年内は当然守っていただかなければいけないので、こちらはこちらで議論を進めながら年内の情報開示を待つということなのだろうと思います。

付け加えて、先ほど浦野委員の御指摘の件なのですが、確かにこのジョブ型以下の4つはこれから議論をするという枠ができただけですので、2段階なのかなと思っておりまして、老朽化マンションも今年度中に議論をするということでしたから、その議論がしっかりなされているかというフォローアップと、出てきたものが私どもの考えていたものと合っているのかどうかという2段階を意味するのかなと。合っていなければこれはまた中での議論ですが、もう一度取り組んでいかなければいけないのだろうと思います。

○岡議長 翁委員の今の社会福祉法人の経営情報の公開は、最優先案件と抱き合せたらどうかという御意見ですか。一本化したらどうかと。

○翁委員 それは単に技術的なことですので、社会福祉法人のガバナンスなどが優先課題である以上、当然情報開示をやってもらうことを前提に、議論は有機的に連携して進めなければいけないという理解です。

○岡議長 そういう意味ですね。重点フォローアップの方で一生懸命やらなければいけませんよねということで、「最優先案件」とドッキングして一本化するところまではよろしいということですか。

○翁委員 別に構わないです。

○岡議長 分かりました。

○大田議長代理 既に出ている今年度の財務諸表についても出すように伝えるということでしたから、そこをまずフォローアップしていくということですね。

○翁委員 分かりやすい情報開示について厚生労働省が今、検討しています。ですから、そこは正にイコールフットイングにかかわってくる議論ですので、うまくパッケージでやっていく必要があるということだと思います。

○岡議長 相互に連携してやると。分かりました。

寺田副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 デバイス・ラグ、先ほど混合診療のお話を議長代理されましたが、それはまた別の問題として、一番成長戦略にも資する分野、かつ、我が国が比較優位を持つ医

療機器の分野は、是非デバイス・ラグの解消またはギャップの縮小というのは最重要課題かと思えます。まだ宿題返しでかえていない部分、今後の検討課題もあるわけですから、是非重点的フォローアップ項目にデバイス・ラグというのは非常に重要だと思えます。

その他、この項目全て重要なのですが、まだ宿題返しができていないものが多々あります。先ほど議長が言われたとおり、この項目はちゃんと刈り取るのは当然で、例えば天然ガスステーションの併設がなぜ駄目なのかについての回答もまだですし、恐らく相当の項目の刈り取りを事務局にお願いしたいと思ひまして、そうした中で素晴らしいフォローアップができるのではないかと思います。

○岡議長 今、副大臣から新たな項目として、デバイス・ラグを追加したらどうだろうかという御意見をいただきました。フォローアップに対する考え方は私どもも全く同じでありまして、我々の今期の極めて目玉的な活動は、この重点フォローアップのところにも相当あるのではないかと認識しております。

森下委員、どうぞ。

○森下委員 副大臣のお話の上に乗っかって申し訳ないのですが、ドラッグ・ラグも是非お願いしたいと思います。ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグ両方とも是非お願いしたいと思います。

もう一つ、ここに入っている案件、例えば一般薬品とか健康食品というのはある程度、フォローアップの本当の段階だと思うのですが、一方、労働者派遣制度なんかは前回かなり中途半端に終わっているのではないか。ここに挙がるとワーキング・グループでやらないという意味なのか、それともここに挙がっていてもワーキング・グループで新たに議論をしていくのかということを確認したい。

○岡議長 フォローアップを本会議だけでやるのか、項目によってはワーキング・グループを活用するのか、どちらでやった方が効果的かということは、項目ごとの取組方針を作るときに考えながらやっていきたいと思ひます。

それでは、森下委員から、デバイス・ラグだけではなくドラッグ・ラグも入れて欲しいということですので、それらを追加することにしたいと思ひます。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 今のことにも関連するのかもしれませんが、入れることを決める前にお伺いしたいことがあります。

蒸し返して申し訳ないのですが、浦野委員がおっしゃったことはもともと、重要な点を含んでいると思ひます。私も危機感を持っているのですが、フォローアップというときには、閣議決定した内容がきちんと実行されているかどうかというのを見るのであって、それを超えた部分についてももっと改革せよとかいうのはフォローアップではなく、これからの課題となるわけです。

翁委員が御指摘になった社会福祉法人だとかの問題は、限定されたことはちゃんと対応するべしという形で書かれていたので、これはフォローアップだけれども、まだ重要な問

題が残っているから重点項目にもある。だから私は両方入っているものは問題ない、これだけやればいいのではなくて、さらに問題は残っていることがメッセージとして入っているので、両方入っているのはむしろ望ましいこと。

しかし、ジョブ型以降のところは、ここ、別紙2には書いてあるけれども、前の別紙1には入っていない。そうすると、前回閣議決定したことだけやれば、それで十分なのかというメッセージになってしまうと、むしろまずい。まだ重要な問題は残っている。最悪の場合、検討会を立ち上げましたぐらいで対応しました、フォローアップ終わり、になってしまったらとてもまずい。だからまだ問題が残っているのだということのメッセージが何らかの形で必要なのではないか、という問題意識だったと私は認識しました。

その意味で、これらのものも全部別紙1の重点項目に入れるべきかどうかは別として、まだ問題は残っているという形で、何らかの形でメッセージは出した方がいいのではないか。その意味では、ここの本体でやる最重点というか新幹線ダマという形には位置付けないけれども、この会議からもワーキング・グループでは絶対この点を落とさないように、まだ今後の課題が残っているからこういうものも残っているということをきちんとリストアップして、その中でこれらのものがまだ問題が多く残っているということを明確に言えば、先ほどの問題は相対的に小さくなるのではないか。その意味でドラッグ・ラグだとかデバイス・ラグというような問題も、別紙1の方に加える、あるいは別紙2に加えるとやるのか、まだ問題が残っているので、きちんとワーキング・グループで議論せよという形で明記するのがいいのかについては、何らかの形でメッセージを出すべき重要な課題だと思いますが、どういう形でやるのがいいのかというのは考える余地がある。

以上です。

○岡議長 御意見ありがとうございます。

私どもの整理は、別紙1の「最優先案件」は新規のテーマを、別紙2の「重点的フォローアップ事項」の方には、何らかの形で我々の答申なり、実施計画に含まれたもので、さらにまだ我々が注力していきたいというものを載せると、そういう考え方でやっております。もちろん柔軟性を持たせてやったらいいのですけれども、あえて言えばそういうことでございます。ただ、先ほど申し上げたように、フォローアップのところは項目ごとに中身はいろいろありますから、どのような形で取り組んでいったらいいのかということは、時間軸も含めて一つ一つ議論しなければしょうがないのかなという思いから、事務局の方でそういったアイデアをまとめたものを9月の会議で提示させていただいて、そこでもう一度皆さんと意見交換したいと思っております。

今日ここで決めたいことは、重点的フォローアップ事項として、この項目でよろしいですねということ。それから、次々回の会議でそういう提案を出しますから、そこでもう一度議論していただきますということについての御理解、この2つを今日確認いただきたいということでございます。

今日いただいた御意見は、9月の会議の中で出てきてもおかしくない御意見かと思いま

すので、時間軸を含めた取組方針を作った上でもう一度議論をさせていただくとしまして、副大臣と森下委員から御提案のあったドラッグ・ラグ、デバイス・ラグを重点的フォローアップ項目に入れるかどうかについては、今日ここで決めさせていただきたいと思います。入れることに特に反対はないですか。分かりました。

では、その二つの項目を追加して、この重点フォローアップ事項を決めたいと思います。よろしいでしょうか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 重点フォローアップ事項というのも今の議長のおまとめでよろしいかと思うのですけれども、これは質問です。その他の規制改革事項を6月5日に答申した。これについてもフォローアップを行う。具体的にはその他のものについてのフォローアップというのはどういう形でされていくのかということについて、お考えを教えてください。

○岡議長 まず、事務局からフォローアップの基本的な進め方について説明してください。

○中原参事官 規制改革実施計画では、毎年、年度末にその実施状況に関するフォローアップを行うこととされてございまして、各省に対しまして規制改革実施計画に掲げられました項目についての検討状況等を調査いたしまして、そして、またその結果を会議にご報告しまして、今後さらなる深掘り、加速化といった議論に活かしていただければと考えてございます。

○岡議長 答申が127項目、実施計画が142項目もありますので、フォローアップは若干実務的な形になる部分が多いのだらうと私は思います。したがって、それだけでは物足りないという思いから、こういう「重点的フォローアップ事項」をピックアップしまして、今事務局から説明あったことだけではなく、もう少し突っ込んでいこう。その突っ込み方としては、9月の会議で具体的取組方針を提案させていただくことになると思いますけれども、項目によっては、この会議に関係省の方を呼んでお話をすることもやらなければいけないのかなど。若干言い過ぎかもしれませんが、担当大臣に来ていただいてお話を伺うことも案件によってはあってもいいのかなど。そういうメリハリをつけて、重点的に注力しますということで考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○佐久間委員 そういう考えでももちろんよろしいかと思うのですけれども、ここの重点にリストアップされないものでも非常に重要なものがあるかと思えます。それと、年度末に向けてフォローアップした結果、非常に進展がはかばかしくないというものについては、再度この規制改革会議の場で議論することもあり得べしというメッセージも出しておかないと、これ以外の項目については事務的なフォローで終わることが決められていることになると、やはり力の入れ具合が変わるのではないかというところは懸念をいたしますので、別に今、こういうものについて最終的にまた復活するのだということを申し上げるつもりはありませんけれども、その可能性は排除していないという確認だけをしていただければと思います。

○岡議長 今の佐久間委員の御意見で私はよろしいと思いますが、もしも今、この項目は是非載せておきたいというものがあれば入れてほしいのです。冒頭から重点フォローアップ項目としてリストアップしてやるのが第一だと思います。

2つ目の、いつとは明言できませんけれども、例えば10月、11月ごろ、このフォローアップ状況全体を見た上で、新たに重点フォローアップ項目としてピックアップする項目はあってもよろしいのではないかという御意見については、私も賛成です。そのような進め方をすることについて事務局でも考えていただきたいと思いますが、佐久間委員はこれを載せろというのではないのですか。

○佐久間委員 今の段階ではそういうものは用意してきていません。

○岡議長 金丸委員、どうぞ。

○金丸委員 議事進行を気になさっている議長に申し訳ないのですけれども、どうも私はこの重点的フォローアップのフォローアップという言葉がやる気が出ないというか、覚悟がないというか、迫力がないというか、これは日本語に変えるとどんな言葉になりますか。

○岡議長 重点的に「注目していく」ということになるのですかね。実施計画どおり実施されているかどうかについて、我々は注目していきますと。

○金丸委員 これを日本語にできない言葉はあいまいだということなので、日本語にして欲しいです。フォローアップというのはずっと追跡して見てはいるのですけれども、注視はしているが、その後どうするのですかというところが出ていないので。

○長谷川委員 日本語だったら「検証」ですね。

○金丸委員 ではワーディングは長谷川委員に考えてもらって。

○岡議長 今の御意見をそのままにさせてもらった上で、佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 似たような視点なのですけれども、結局このフォローアップという言葉があいまいにとられてしまうことから、先ほどからこの中でも質問がいっぱい出るということになっていると思うので、この紙はいつか外に出るようなものなのですね。

○岡議長 この会議で決定されたら外に出ます。

○佐々木委員 そうであれば、先ほど来、出ているフォローアップの意味について、先ほどから聞いていると3つあると思います。

1つは閣議決定された、この前の答申の中に入っているようなことを全て年度末までなので、しっかりとまず11月ぐらいに中間報告をする。その時点で間に合いそうなのか間に合いそうでないものかを発破をかけたししながら、きちんと年度末に実施することを私たちが決意を持って見守るのだということのフォローアップというのが①です。2つ目が一番上のものから薬品のインターネット販売のところまでだと思うのですけれども、特に重点的に11月まで待たずに頻繁にきちんと確認をとりながら進めるものなのだとすることで重点的なのかなと思っております。

3つ目がジョブ型以下のもので、ここがなかなか進まなかったもので、これに関してはまた強固に議論をしながら、具体的なアイデアをディスカッションしていきますよという

意味でのフォローアップです。

ですから、恐らくフォローアップという言葉がやはり金丸委員のおっしゃるように、言葉としては何となく事務的に流れるような印象があるので、今までここでディスカッションされた内容を3つに、仮にフォローアップが残るとしても1～3で定義分けをして、少し何か1行か2行の決意のようなものが、これがどういう意味なのかという3つのカテゴリーに分けるような形でこれを出すことにすれば、誤解なく私たちの意思が伝わるのではないかと思います。

○岡議長 今、佐々木委員がおっしゃったことは、先ほど来、私が言っていることと同じことだと思います。今いただいた御意見は、事務局が作るアイディアに対する1つの提言として整理整頓していただいて、次の次の会議にもう一度提示しようということです。

では、「フォローアップ」については、長谷川委員からいただいた言葉を採用して、説明のときは「検証する」という言葉を使います。ただ、タイトルとして「重点的検証」とするか、「重点的フォローアップ」のまま、それは検証するというですということにするかですけれども、皆さんの御意見で決めたらいいと思っています。

○林委員 当初から岡議長がおっしゃられたように、この項目にはかなり濃淡がございます。そのために片仮名語を使われたのかなという推測もしているのですが、検証だけでなく、例えば機能性表示の問題などは、これから具体的な表示のあり方を議論しなければいけないという継続案件でございます。ですので、検証だけでなく重点的継続検討事項とか、そういった言葉も当てはまるのかなと存じます。

○岡議長 「フォローアップ」という言葉の中に、そういういろいろなものが含まれているのだという理解も実はあるのです。ですから、先ほど言ったようにポジションがそれぞれ違いますから、項目によっては検証していくだけではなく、交渉を再度しなければいけないものもある。場合によっては、関係省の方に来ていただいて、意見交換をするようなもの。もろもろあるので、1つに限定しない「フォローアップ」を日本語で表わす適当な言葉、要するに、ずっと注視していく中でテーマによっては交渉もする。あるいはテーマによっては、いつまでの期限に回答を求めますよとか、もろもろ入っている。私どもがその辺のところをしっかり認識しておいて、さらに外に向かってはそのような説明をきちんとしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 私は、それがすごく不安なのです。まず「フォローアップ」を「検証」に置き換えるのはいいと思うのですが、言葉だけの、言い方だけの問題ではない。閣議決定されたものがちゃんと実現されているかどうかを確認し、実現されていなければ、当然にもう一度要求し、きちんとやってもらう。それは当然のこと。しかしそれ以上のことは含んでいない。これは多くの人に認識されていることだと思っていました。

そうではない、この言葉を違う意味にとっている人がいるということは今分かったのですが、もし仮に多くの人がそう思っているときに、ここの会議だけ勝手に非常に多義的に

使ってしまったら、その後むしろこの文書の意味があいまいになってしまうのではないか。もし閣議決定されたものを確認し、きちんと実行されていないものは要求して改善していくというものを越えたものがもし入っているのだとすれば、別の名前で立てて、こういうことをきちんとやっていくと言う方をするのが筋です。あいまいな言葉で、あいまいな意味で、3つの異なるカテゴリーに入るようなものを一つの言葉でまとめた上で多くの項目を挙げるのはよくないと私は思います。

カテゴリーを3つに分けるぐらいなら、別の名前をつけて、こういうふうになんとやっていますよということを発信する方がよい。あいまいな言葉だとここで認定してしまって、あいまいなものを雑然と入れるより、きちんと整理してそれに相応しい言葉で示した方がよい。フォローアップあるいは検証という言葉が多義的に使うよりいいと私は思います。

○岡議長 今の松村委員の御意見も分かりますが、私は「あいまい」という表現ではないと思っております。先ほど来申し上げているように、どの項目をどのような時間軸でどのような取組方針でやるのかということをお次々回の会議で出させていただいて、もう一度是非議論をさせていただきたいと思っております。

ここで言う「フォローアップ」の意味は、閣議決定されたものが閣議決定された内容のおり実施されているかどうかしっかり確認することが基本であると思っておりますが、「フォローアップ」の中から、前回閣議決定されたより、さらなる規制改革をした方がいいようなものが出てきたら、それは本会議で採り上げて、次の答申に載せたいと思うのです。我々の行動は制約されたものではないと思っております。場合によっては、さらにそこから新たなテーマとして我々が提案をしていく。すなわち答申に上げていくというものもあってもよろしいのではないかと考えております。

いずれにせよ、時間も来ました。今日たくさん意見をいただきましたが、9月に具体的な提案が出てからの方がより深まった議論ができるような気がしますので、今日のところは、ドラッグ・ラグとデバイス・ラグを追加することを確認させていただき、進め方については、9月の会議でもう一度議論をすることにさせていただきたいと思っております。

表現については考えますけれども、今、妙案がありません。私は「フォローアップ」という言葉は漠然としているようだけれども、ずっと見ていくよ、という意味合いからは悪い言葉ではないような気がします。どうしても変えろと言ったら変えますが、御一任いただければありがたいのですけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 元に戻ってしまって申し訳ないけれども、別紙1の3の農地関連規制のところですが、これは「農業」とできないかと思うのです。「農地」と絞るのは農地中間管理機構と書いてあるからあれなのでしょうけれども、この機構の議論をするときには農協

とか農業委員会など入ってくるわけですね。だからこれはつまり新聞の見出しは見出しのところしか出ないのです。「農地」というふうに書かれるよりか、「農業」とやった方がぱっと分かる。単にそれだけの理由ですが。

○岡議長 そのとおりなのですが、ここをあえて「農業」にしなかったのは、農業ワーキング・グループがございますので、そちらで幅広く突っ込んだ議論をしてもらえますようにというものです。

○長谷川委員 それはよく分かるのですが、つまり新聞はわずか30行で書くときに、「農地」と書くのか「農業」と書くのかでは、インパクトが「農業」の方がみんな期待しているわけです。「農地」は期待しているのだけれども、実は「農業」を期待しているのです。言葉で言うと。

○岡議長 それは分かります。だから、この中に「農業の成長産業化」という言葉を使っているわけです。ただし、「最優先案件」で取り組むテーマは正にこういうことなのです。

○長谷川委員 岡議長の言うのはよく分かっているのにあえて言っているのですけれども、どうですか。

○岡議長 私はここを「農業」にしてしまうと、最優先案件と農業ワーキング・グループとの仕切りが分かりにくくなるのではないかと。農業ワーキング・グループでとことんやります。しかし、早急に我々の見解を出すテーマは本会議でやるのというふうに分けておいた方が、皆さんに分かりやすいのかなと。見出しについてよく分からないけれども。

○長谷川委員 つまり「農地」ととられてしまうと、農協その他の問題が農業委員会とか、そういうところが視野に外れてしまうのではないかと、その懸念だけです。つまり農地法と農業法と農業委員法があるわけではないですか。

○岡議長 ですから、農業ワーキング・グループで農業委員会、農協も含めた幅広い突っ込んだ議論をいたしますということを、私は今日の記者会見で言います。

○長谷川委員 いいのですけれども、書く記者と読む読者がどう理解するかなということなのです。

○岡議長 浦野委員、どうぞ。

○浦野委員 長谷川委員がおっしゃったことは非常によく分かるのですけれども、今回の優先課題のことからいくと、我々は規制の見直しというよりは新しい法律を作る。そこに立ち会うという形ですね。そこに変な規制ができてしまわないかみたいな、だから従来の規制改革というスタンスで関わるのとは優先課題の関わり方は違うと思うのです。おっしゃったような農協とか農業委員会とかいう様々なことについて言えば、それは正に規制を変えていくという話であって、今回作ることに對して何か緊急に意見を言っておきたいということだと思うので、そういう意味では私は農地でいいような気がしたのです。

○長谷川委員 要するに私は言っているのは単なるアピアランスの問題です。中身の話は議論しているわけではないのです。中身は問題ないです。アピアランスでどちらがインパクトがあるかという話です。

○岡議長 農業のワーキング・グループが今回立ち上がらないのであれば、私も長谷川委員の御意見に相当近くなると思いますが、農業ワーキング・グループを立ち上げるということと同時に我々会議として発信できますので、アピランスの部分についても多少そこで期待しております。

○長谷川委員 分かりました。お任せします。

○大田議長代理 一言だけいいですか。ここのアピランスは農業ということ以上に、新しい制度づくりが進んで法案もできていく段階から規制改革会議がきちんと組んでいくと思いますか、その点が1つのポイントなのだと思います。農業は農業でやるのですけれども、新しい制度、非常に緊急性の高いことをやるということが1つのアピールすべきポイントかなと思っています。

○岡議長 では、長谷川委員に御理解いただいたということで、議事を先に進めさせていただきます。

次に3番目のワーキング・グループ等の設置に移ります。先ほど事務局から説明がありました5つのワーキング・グループとホットライン対策チームを設置することについて、まとめ御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

翁委員、どうぞ。

○翁委員 ワーキング・グループが5つだけであり、あとはホットラインということであると、従来の規制改革会議であった、例えば教育とか、いろいろな項目をやらないのではないかと思われてしまうと思うので、是非あらゆる分野について網羅的に取り組む姿勢を示す必要があるのではないかと思います。

こういうワーキング・グループの項目に具体的に載っていないけれども、ホットラインのところではきちんと全て受け止めますというような体制にさせていただく必要があるのではないかと思います。

○岡議長 ただいまの御意見は私も全く同じ意見でございます。記者の皆さん始め、外への発信に関しては、このホットラインを幅広く活用していくことを申し上げていきたいと思っております。

他いかがでしょうか。寺田副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 最近の国際交渉、正にグローバル対応ということなのですが、サービスというのは非常に重要な項目でございます。通例WTOにおいても、あるいはかつてのMOSS協議、SII等においてもサービス、これは金融サービスもあれば法曹サービスとか人の分野もあれば、技術サービス、TAの分野もあるわけで、普通、国際交渉をやるときには貿易と人、もう一項目立てるのが正にグローバルスタンダードになっております。

我が国は御承知のように、最近では貿易収支よりサービス収支の方の黒が大きいわけで、我が国は伸びる分野も正にサービスなわけですね。イージス艦1隻のライフサイクルコストは3,000億ですけれども、そのうちの2,000億は正にサービスなのです。ロッキード・マーティン社が人を30人派遣してサービスを行ってシステムを維持する。したがって、むしろ

そちらの方が最近メインになっておりまして、本当はサービスという言葉があった方が、特に日・EUなんかは金融サービスがかなり大きなテーマになると思いますし、サービス分野というのは極めて無視できないというか、メインの分野になり得ると思うのです。これは貿易投資という言葉でカバーするのはかなり厳しいと思うのですが、等を入れるとか、あるいはサービスを入れる方が最近のグローバルスタンダードかと思いますが、いかがでしょうか。

○岡議長 いかがでしょうか。

○大田議長代理 サービス貿易以外ですね。金融はサービス貿易に普通入れていないわけですね。

○寺田副大臣 入れていません。サービス貿易と、それ以外。

○岡議長 大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 私も今、副大臣がおっしゃったのと同じような問題意識は持ったのです。例えば貿易投資といいますと知財の問題なんかどうなるのだろうということがまずぱっと念頭に出てくるわけで、ただ、貿易投資サービスワーキング・グループというのはいかにも長いなというのが率直な感想なので、ネーミングは何かいい知恵、私はそういうのはセンス悪いので、何かないかなと。私はここですぐこうしようという提案がないのですが、いかがなものでしょうか。

○岡議長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 基本的には皆さんと同じで、この2つだけに限定することには目的から言って抵抗がありますので、寺田副大臣が御示唆なされた「等」を入れるということがよろしいのではないかと思います。

○岡議長 今の点について、他の方いかがですか。松村委員、どうぞ。

○松村委員 ネーミングではなくて、実質です。サービスというと非常に範囲が広いですよ。御指摘は、サービスは貿易投資のところでやった方がよいということなんでしょうか。場合によっては創業・ITのところでカバーするようなものもいいようなものもあると思うのですが。この辺りの整理はどう考えたらいいでしょうか。

○岡議長 大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 その点について全くの私案なのですがけれども、外から入ってくる、あるいはこちらから出ていくというようなことにかかわる問題と、国内における例えばITならITあるいはベンチャービジネスならベンチャービジネスの障害になっている問題というのは、やはり質的に異なると思うのです。だから出入りにかかわるもの、主として入ってくることに對することに結果としてはなると思うのですがけれども、それはこちらのワーキング・グループでやるみたいな整理なのかなと思ったのですが、そうでないと例えば貿易とか言うと農産物の貿易はどうだとか言い始めると切りがない気がします。

○岡議長 皆さんの御指摘を踏まえまして、大崎委員御指摘のようにボーダーが明確でないものもありますけれども、副大臣のおっしゃった「サービス」というのは、貿易・投資

ワーキング・グループで取り上げた方がよろしいような気がしますので、佐久間委員の御意見も踏まえ、「創業・IT等」の「等」に金融を含めているのと同様、貿易・投資に「等」をつけて幅を広げることにさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それから、今まで余り触れていませんでしたが、「エネルギー・環境」ワーキング・グループを休止するというにしましたわけですが、エネルギー・環境案件については、先ほどの議論のフォローアップもあろうかと思っておりますので、必要に応じ、「創業・IT等」の方でカバーいただくことになっております。この点、お含みいただきたいと思っております。

○長谷川委員 普通、貿易・投資・サービスを新聞で書くときには、一言で通商と書くのです。あるいはグローバル化とか、そういうものが嫌だったら通商。

○岡議長 通商は投資も入りますか。

○長谷川委員 入ります。例えばTPPの通商協定って説明しますけれども、当然ながら投資は入っています。通商産業省みたい。

○岡議長「通商ワーキング・グループ」とするか、「貿易・投資等ワーキング・グループ」とするか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 通商というのは今、長谷川委員おっしゃいましたけれども、あるところでは非常に限定的なものになりますので、投資とか正にEPAで議論されているような制度的なものは入らない可能性が、私の感覚だと有りますので、通商という名前は余り適切でないと思っております。

○長谷川委員 これも全然こだわらないので。

○岡議長 それでは、今、長谷川委員から御提案をいただきましたが、この会議の雰囲気からしまして、私の判断ですが、「貿易・投資等ワーキング・グループ」でいきたいと思っております。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、5つのワーキング・グループとホットライン対策チームの創設について御了解いただきましたので、それぞれの座長と座長代理を指名させていただきます。

まず、座長でございますが、健康・医療ワーキング・グループは翁委員。雇用ワーキング・グループは鶴委員。創業・IT等ワーキング・グループは安念委員。農業ワーキング・グループは金丸委員。貿易・投資等ワーキング・グループは大崎委員。ホットライン対策チームは佐久間委員にお願いしたいと思っております。

さらに、今後の活動が1年間という長期にわたるため、座長の御負担が重くなることも考えまして、今期は、座長に加え、それぞれのワーキング・グループ及びチームに座長代理を置きたいと思っております。

健康・医療は林委員。雇用は佐々木委員。創業・IT等は滝委員。農業は浦野委員。貿易・

投資等は松村委員。ホットラインチームは森下委員に、座長代理をお願いいたします。

次に、専門委員については、既に就任されている方々には、引き続き今期のワーキング・グループに御参加いただくこととしますが、当面休会となります「エネルギー・環境分野」の専門委員には「創業・IT等ワーキング・グループ」に御参加いただくこととしたいと思っております。

なお、新設の「農業ワーキング・グループ」の専門委員については、早期に選任していただくよう政府にお願いすることとし、人選は私と大田議長代理及び農業ワーキング・グループの金丸座長に一任いただきたいと思います。決まり次第、委員の皆さんには事務局から御連絡させていただきます。

「貿易・投資等ワーキング・グループ」の専門委員につきましては、ワーキング・グループ立ち上げ後、状況を見ながら、選任の可否を検討することとしたいと思っております。

では、ワーキング・グループの今後の進め方について、事務局から説明をお願いします。
○柿原参事官 それでは、事務局から今後のワーキング・グループの進め方につきまして、何点か御説明いたします。

1点目は先ほどのワーキング・グループの名称の件でございます。これは補足説明がありますが、従来ありました創業等ワーキング・グループの名称にITを加えております。これは日本再興戦略におきましてIT総合戦略本部と当会議とが連携しつつ、IT利活用の裾野拡大の観点から関連制度の精査、検討を行うべきこととされていることを踏まえ、当会議においてIT利活用に関する検討姿勢を示すために加えているものでございます。

農業ワーキング・グループにつきましては日本再興戦略を踏まえまして、強い農業等の実現に資する規制改革を専門的に審議するため、新しく設置するものです。

先ほど議論がありました貿易・投資等ワーキング・グループにつきましては、日・EUのEPA交渉など経済連携に伴う規制問題などを、専門的に審議するためにアドバイスするというところでございます。

続きまして、各ワーキング・グループのメンバーの構成についてでございます。これにつきましては前期と同様に、各委員の先生方の御希望をお一人2つまでということで、後ほど事務局から改めて御希望を伺うことを予定しております。その際、あるワーキング・グループの人数が多数に上った場合には調整させていただきたいと考えております。

ワーキング・グループで取り扱うテーマについてでございますが、本日の会議は先ほど各ワーキング・グループの設置が決定されましたので、次回の本会議、この会議におきまして各ワーキング・グループのメンバーを決定する運びで、その後、次々回9月ということでございますが、各ワーキング・グループで取り扱うテーマにつきまして、各ワーキング・グループで御議論いただいた上で本会議に御報告いただいて、本会議として決定するという運びを考えております。

以上でございます。

○岡議長 ただいまの事務局の説明に対して何か御意見、御質問ございますか。前期と基

本的な考え方は変わっておりませんが、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、次に第4項目の公開ディスカッションの開催等について御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。御意見ございませんか。大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 公開ディスカッションを開催するというのは、非常に有意義な話だと思うのですが、何をそこで議論するかについて、例えばこの最優先案件について広く意見を聞くとかいうことも1つ考えられるのかなと思いました。

もう一つは全然別の方向で、公開ディスカッションによってむしろ規制改革会議の今、何をやっているかを知ってもらおうという意味で、言ってみれば前期はこんなことをやって、今期はこんなことをやっていますみたいなことを宣伝するといえますか、その両方のやり方があるのかなと思ひまして、その辺ももちろん今この場で決めなければいけないという話ではないと思うのですが、今後検討していただければと思ひました。

○岡議長 他いかがでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 ありがとうございます。

公開ディスカッションというふうにしたときに、ディスカスするのは誰と誰がディスカスするのかなと思ひて考えていたのですが、一般の方々が例えば会場に集まって、こんな規制があつて困る、どうにかして欲しいと言われると、私たち側はそこで、これはそういう理由があるのですよということではなく、むしろヒアリングをすることになると、ディスカスではないのかなと思ひています。私たちが広く皆さんの声を受け止めながら規制改革を進めますよというための公開ヒアリングであるならば、どちらかと言うと、受け止めるということと、もちろんそこにこちら側の姿勢なり、そこはこういうことになっているので既に進行していますよということを説明することなのかなと思ひます。ディスカッションという言葉が適切なのかどうか。そして、ディスカッションするとなると、こちらが逆に抵抗しているみたいな形になるということはないのかどうか。そこだけが私の中では分からないのです。

先ほど大崎委員がおっしゃつたような、こちら側からのやってきたことをPRするということは意義のあることだと思ひます。それだけが目的ではないだろうと思ひますが、それをしながら、つまりは世論形成をしたり、一般の人に参画していただいたりする機会を持つという意味ではないかと思ひるので、この辺りを名称やどういう呼びかけをするのかということ丁寧に考えていきたいなと今の時点では思ひております。

○岡議長 いかがですか。林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

私もどういう内容にするかイメージづくりが大事だと思ひています。

私が持っているイメージでは、こちらの会議でこれまでも関係する規制について担当省

庁の方にいらしていただいて、御説明していただき、意見交換させていただいているので、そういったことを公開の場で行い、具体的に言えば省庁の方に登壇していただいて、御説明していただく。そして、また会場からも質問があれば、それに直に受けていただくというような場になれば議論の透明性の点でよろしいのではないかと思います。

○岡議長 森下委員、どうぞ。

○森下委員 私のイメージとしてはもっと実は手前のところというか、規制改革会議のあり方とか、あるいはPR、何を決めてきたか。それに対してパブコメ的に今後どうやっていくのかとか、こういうことを取り上げて欲しいという話を聞くのが公開ディスカッションかなと思ったので、先ほど来お話を聞いていたら、かなりどこのところをやるかによって全く意味が違ってくるのではないかと。

そういう意味では、この趣旨というのが透明性確保なのか、それとも規制改革会議の存在といいますか、やっていることをPRするのか、その辺を明確にしないとわけの分からない話になってしまうのではないかとだんだん不安になってきたのですが、その辺はどういうふうに行うのでしょうか。余り公開で吊し上げみたいなことはよくないのではないかと思います。ですから、そういう意味ではまずは規制改革会議のあり方と、前期にした内容を、非常に項目が多いのでマスコミの方ですら全部理解していない方が非常に多いと思いますので、その辺のPRから始めるのがいいのかなと思っています。

○岡議長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 報道する側から言いますと、PRと言われるとその途端に引いてしまうのです。そんなものPRするために報道機関があるのではないというのがまずあって、それで私の考え方は、この規制改革というのは規制改革会議だけでできるものではないということが基本でして、国民の皆さんが日本経済を活性化するために、一体どこに問題点があるのかを知って、それぞれの考え方をぶつけ合って整理整頓をしていく。国民自身が考えていく。ここが改革のエンジンになる。

そうすると、ここで議論すべきものは、おのずと問題点、例えば農業なら農業の対立点みたいなものを明確にしていくことが主眼になるだろう。それで結論なり改革の方向性みたいなものが出れば望ましいけれども、別に1回の討論会で出なくてもよろしい。あえて、ある方たちは日本農業を活性化するためにこういうことが必要なのだと言い、別の方たちはそれでは駄目なののだと言い、そのそれぞれの考え方をぶつけ合って対立している考え方が鮮明になれば、それでよろしい。それがすなわち実は規制改革会議をやっていることのPRにもつながっていくのかなと思っています。

○岡議長 このテーマについて議論したら、いろいろな御意見が出るのが想像されたので、大田議長代理とも意見交換をして、資料1にある「規制改革に関する広い議論を喚起するために」という表現にとどめましたが、どういうやり方で、何をテーマとするかについては正にこれからであります。前期の議論の中で、何らかの公開の場で何かやるということの必要性は、多くの皆さんからの御要望、御意見として受け止めましたので、今

回このような提案をさせていただいたわけであります。

今いただきました皆さんの意見を踏まえまして、どのような形でやっていくかという中身、やり方も含めて、これから検討させていただきますが、この「公開ディスカッション担当委員」を長谷川委員にお願いしたいと思います。それで、長谷川委員と議長、議長代理、あるいは事務局でアイデアをある程度作り上げたものを本会議で提案して皆さんに御議論いただく。このようにしていきたいと思っておりますので、本日のこの場では、公開ディスカッション等を実施することと、担当委員を長谷川委員になっていただくことを決定したいと思いますと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

ここで、5つのワーキング・グループ及びホットライン対策チーム、公開ディスカッション担当も含めました名簿を事務局で作っていただいておりますので配付してください。

(名簿配付)

○岡議長 次に、資料1の5番目の「答申等」について、来年6月をめどに答申を取りまとめる。必要に応じて中間取りまとめなどを検討する。なお、状況に応じ、随時「見解」を公表する。という3本立てになっているわけですが、この点につきまして御意見があればいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○長谷川委員 これも言葉ですけれども、「見解」でも私は異論はありませんが、より強い言葉で言えば、これは「意見」だと思います。「意見」というのは例えば先ほどの農業委員会でも、都道府県知事に対して意見を述べるというふうに法律には書いてあるわけで、強くするのであれば意見だと思います。どちらでもいいですが。

○岡議長 いかがですか。今の長谷川委員の御意見を採用することでよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 それでは、随時「意見」を公表する。ということにいたしましょう。ちなみに前期は「見解」で取り進めてしまいましたが、今期は「意見」としたいと思います。

以上で議題1が終わりましたので、議題2に移ります。まず「規制改革ホットラインの運営方針」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○柿原参事官 事務局から御説明いたします。資料2に沿って御説明いたします。

規制改革ホットラインの運営方針ということで、まず規制改革ホットラインの設置趣旨でございますが、これはことし3月に既に設置いたしておりますけれども、環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進めるため、広く国民や企業等から提案を受けつけるものでございます。

2で先ほど決定いただきました対策チームの設置、構成についてでございます。提案内容の検討について所管省庁任せとせず、迅速かつ的確に処理することを目的として、新たに対策チームを設置するというところでございます。

構成でございますが、先ほどありました座長、座長代理の他、各ワーキング・グループ

より1名ずつの御参加。原則としては各ワーキング・グループの座長代理に御参加を得ることとして、相互に密接な連携協力関係を図るということでございます。

3点目、提案の取り扱いです。まず(1)ですが、受け付けた提案につきましては規制改革推進室におきまして、事実関係の確認、精査等を行った上で所管省庁へ検討要請事項を選定いたします。おおむね2週間ごとに所管省庁に検討要請を行うとともに、直近のこの会議に内容を御報告することと考えております。報告に当たりましては対策チーム座長の御了承を得まして、ワーキング・グループごとに分類いたします。

(2)ですが、規制改革推進室では検討を要請した日から原則2週間後をめどに所管省庁からの回答を求めることとしまして、直近の対策チームに報告いたします。対策チームにおきましては、①として所管省庁に再検討を要請する事項の有無について検討いただきまして、②各ワーキング・グループで検討すべき事項、緊急重要案件につきましては本会議ですが、区分した上で本会議の方に御報告いただきます。本会議では③緊急重要案件と判断した事項につきましては、自ら検討。必要に応じまして対策チームに論点整理を指示いたします。それとともに、それ以外の事項につきましては各ワーキング・グループに検討を指示した上で、あわせて④これらの事項の再検討を所管省庁に要請することとございます。その後、当会議及び各ワーキング・グループにおきましては、⑤所管省庁と折衝し、事項の処理に取り組むということとございます。

(3)として、各ワーキング・グループでの処理結果につきましては、この会議に報告いたします。

(4)規制改革会議におきましては、自らの検討結果、各ワーキング・グループからの報告を受けまして、改善措置を図る必要がある事項につきまして答申に盛り込むことと考えております。なお、所管省庁が自ら実施するとした事項につきましては、迅速な対応を求めるということです。

(5)で、規制改革推進室では①規制改革会議の審議結果、②所管省庁が講じた措置の内容(講じようとする措置の内容)につきまして、内閣府のホームページで公表することを予定しております。

以上が方針でございますが、今、文章で御説明した点につきまして2ページ目の方に図でまとめておりますので、御参考にしてください。ポイントは中ほどから上の方で、現在は各所管省庁に検討要請をした旨については御報告しておりましたが、新しい仕組みにおいては内容も情報提供させていただく。その際、各ワーキング・グループに分類しておくということです。

大きく違いますのは対策チームのお仕事という位置付けでございますが、所管省庁から検討結果を対策チームに御報告いたしまして、そもそもその結果でいいのかどうかについて再検討を要するかどうかについて御判断いただく。ここが一番重要な点でございます。その後につきましては通常の事項の流れに乗るような形になってございます。

なお、一番下にありますけれども、いろいろな結果につきましてはそれぞれきちんと公

表する。そういう仕組みを考えております。

以上でございます。

○岡議長 ただいまの説明に対しての御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。翁委員、どうぞ。

○翁委員 先ほども申し上げた意見との関係で、ワーキング・グループに入らないような案件もあると思うのです。先ほど申し上げた例えば教育とか、航空とかいろいろあると思うのですけれども、そういうものはワーキング・グループでは取り組めないのです、恐らく対策チームのところで御検討いただく体制を作っておいた方がいいのではないかなと思うのですが、それはいかがなのでしょう。

○岡議長 事務局いかがですか。

○柿原参事官 その点につきましては、図の一番右側の縦の欄でワーキング・グループという欄があるかと思いますが、規制改革会議の中で各ワーキング・グループに属さない事項について再検討というか、さらに審議を深めるということであれば、対策チーム自らが検討主体となり、本会議の指示を仰ぎながら進めるということでございます。

○岡議長 翁委員の解釈どおりでよろしいということですか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。2点あります。

1点は確認で、先ほどワーキング・グループの機能として創業・IT等の「等」には環境・エネルギーが入るということでありましたので、ここの仕分けの中で環境・エネルギーであればそれは創業・IT等のワーキング・グループにお願いをする。こういうことになるかと思っております。

ですから、それ以外のもので各ワーキング・グループに属さない翁委員がおっしゃったことが、この対策チームでの一時的な検討で、それが規制改革会議本体に上がっていく。こういう理解でよろしいでしょうか。

○岡議長 結構です。他いかがでしょうか。松村委員、どうぞ。

○松村委員 ホットラインに上がってきたものを省庁に投げ、その対応で十分なのかをワーキング・グループでちゃんと議論するのは非常に重要なことだと思うのですが、私はもう一つ別のことで懸念していることがあります。そもそも省庁に検討を依頼する段階で精査ができていないと、将来大きな問題を生む可能性があります。

先ほど滝委員が御指摘になった点ともひょっとして関連があるのではないかなと思うのですが、相互に矛盾するような要望が2つ出てくる可能性もあります。それが同時に出てくれば、さすがに両方投げるのはまずいというのが検討段階で分かるからいいと思うのですが、時差を伴って出てくるとわかりにくい。非常に筋の悪いものと言うと出した人に申し訳ないのですが、むしろその要望が通ってしまうと、その後の改革の弊害になるものが先に出てきて、規制改革会議からこう出てきて、それにちゃんと省庁側が誠実に対応した。その後、それが弊害となり本来やるべき改革が進まないことになったら目も当てられない。

更に、こちらから出た要望に誠実に答えた後で、それに答えたことがよくなかった、元に戻せなどとこちらから言ったら信頼を損ないます。事実関係の確認とかぐらいならまだともかくとして、対応してくださいという段階では精査は必要です。

ここで、事務局の方で検討と書いてあるので、そのことはやってくれるということだと思っておりますが、これがまず非常に重要であることは認識していただきたい。一見すごくよさそうに見えても、実は非常に筋が悪いというものもないとは言えない。事務局では到底手に負えない、もう少し専門家に見てもらわないとそもそも検討を依頼すべきことなのか、逆に弊害になるのかよく分からない類のものは広めに、早めにワーキング・グループとかに、これは本当に出していいのですかという形で聞いていただければ、もう少し多くの人数で見ると、したがってより精査できると思います。ワーキング・グループに出すときには先方に出したものの対応がこれで十分かどうかだけではなく、もっと広く使っていただき、怪しいと思うようなもの、あるいは自分で判断しかねるというようなものは、積極的にワーキング・グループあるいはワーキング・グループの座長に相談していただくことを是非お願いいたします。

○岡議長 今の御意見については、ホットライン対策チームの初動が大変重要だという認識を我々は当然持たなければいけないということはおっしゃるとおりだし、今までもそういう意識で事務局はやっていたと思います。900項目も寄せられた提案の中で368項目しか関係府省に出せなかったということは、500数十項目は何らかの理由で抑えたということだと理解しています。事務局の専門性を高めていただくと同時に、必要に応じてワーキング・グループ等々を活用するというのは、既に今までもやっていたと思います。御意見として受け止めていただきたいと思います。

他いかがでしょうか。鶴委員、どうぞ。

○鶴委員 私は今、松村委員がおっしゃられたことは大賛成なのです。ただ、これも問題点を提起する側になると、ここにホットラインに申請をしたのだけれども、まず事務局でずっとそれをどうするかというのを考えている。なかなか省庁の方に出してもらえない。いつぐらいになったら出してくれるのかなという、例えば問題提起をしたものにとって、やはりその期間が非常に長くなると、何で早く担当省庁に出してくれないのかという見方も出てくる可能性があると思うのです。だから、ここは精査というのは非常に重要なのですけれども、そこにいたずらに非常に時間がかかると申請する側のインセンティブにも非常に悪影響を与えますので、逆にそこがどれぐらいのところまで精査をするのかという、時間というのもある程度ここで明示するのはなかなか難しいと思うのですけれども、ここは出す側にとっては両面の話があると思うので、そこはその分についても事務局にもお考えをいただきたいと思います。

以上です。

○岡議長 中原さん、どうぞ。

○中原参事官 ちょっと補足をさせていただきますと、検討事項の確認・精査、検討事項

の選定でございますけれども、これは松村委員がおっしゃった検討要請をするというのは、規制改革会議として検討された事項をこういうふうを実施していただきたいというような要請をするわけではなくて、とりあえず事務的に規制改革要望のカテゴリーに当てはまれば、誹謗中傷といったものでない限りは、これは機械的に各省に投げて検討要請をしていくというものです。最初の検討要請の段階でこれは要求すべきではないだろう、これは筋が悪いからどうだろうという判断をやってしまうことになりますと、これはまた大きな問題と呼ぶことになると思います。ホットラインに寄せられたご要望は、基本的には、たとえ見方によっては筋悪と評価されてしまうものであっても、国民の皆様からの要望にほかならない訳ですから、こうした要望についての各省に対する検討の要請は機械的に行う。各省の検討結果が来た後に、各省の回答について、この要請に応えるのは筋がいい悪いといった御判断を、最終的にワーキングなり規制改革会議で行うということで整理されてはどうかと思っております。ホットラインの前段階の段階で検討事項の選定とございますけれども、ここは何か政策的にこれをお願いすべき、すべきでないという判断をするというよりは、明らかに規制改革の要望のカテゴリーに当てはまらないものをはじいた上で、各省への検討の要請はオートマテカリに行う。その上で、各省から来た検討の結果についてワーキングなり規制改革会議の方で御検討いただくというふうに整理した方がよろしいのではないかと思います。いかがでございましょうか。

○岡議長 今の説明で、資料2の「3. 提案の取扱い」の(1)に書いてある「事実関係の確認及び精査等を行った上で」の「精査等」というのも、明らかにこれはおかしいよねというようなものはドロップした上で、基本的には一度ぶつけましょう。所管府省から回答が来たら、その回答に対してさらにどうするかということについて、もう一度ホットラインチームでよく議論していただくということですね。だから、前さばきを事務局でやる時は専門性の高い人の意見を聞いたりするようなことはなく、そこは極めて事務的にやる。戻ってきてから後、専門性が必要なときはいろいろな人の意見を聞く。そういうことのようにですが、いかがでしょうか。

○松村委員 確認させてください。ということは、例えばこういう要望がありましたと伝え、その要望に対して省庁が確かにそのとおりだと考え直ちに規制を変え、その回答が戻ってきたら、要望に応えたことがむしろよくなかった、元に戻せ、ということを経営改革会議が言うこともあるということなのですか。

○中原参事官 現在のホットラインでは、各省に対して早いタイミングでの答えをお願いしていますので、過去に措置済みですという案件を除けば、まず恐らく実務的に変えましたというよりは、これからどうしますという回答が返されてくると思うのですけれども、その回答次第によってはもちろんワーキングなり規制改革会議で議論を頂いた上で、各省の回答も事案の解決としては一案かもしれないが、これを水平展開するとこういう新たな問題を引き起こす可能性があるので、各省の回答のように解決するよりも、ほかのこういう要望等も踏まえて解決した方がいいのではないかと、といった類の御議論はあり得てしか

るべきではないかと考えております。

○岡議長 他いかがでしょうか。

今の事務局の説明にありましたように、先ほども少し触れましたけれども、今期のホットライン対策チームの仕事は、質、量ともに相当大変だろうと思います。また、このようなやり方を通じて、今期のホットラインの活動が非常に重要なものであるということも我々自身認識するとともに、外に対しても御理解をいただくようにしていきたいと思えます。

関係する項目によっては、ワーキング・グループの皆様方の御協力が必要でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

森下委員、どうぞ。

○森下委員 ホットライン対策チームというのは、座長と座長代理の2人なのですか。それとも他のチームとか、他の方も参加を御要望されれば入れるチームなのですか。

○岡議長 資料2の「2. チームの構成」に、「座長、座長代理の他、各ワーキング・グループより1名ずつの参加を得る」という取り決めになっていますが、森下委員の御意見はそれ以外にも入りたい人はどうかということだと私は受け止めました。

他のワーキング・グループと同様に、必要であれば、そこに入りたいという方がいれば考えてもよろしいかと思っています。ただ、これは私の意見ですけれども、今回は全員、座長か座長代理になっていただいています。長谷川委員は公開ディスカッション担当ですけれども、それに加えて、さらにワーキング・グループに1つ2つ入ったら時間的に大変だろうなど。その上に、さらにホットライン対策チームにもということをお要請するのは酷かなという思いを私はしております。それでもやってもいいという方がいた場合には、是非事務局にお申し出いただければと思えます。

それでは、次に進みたいと思えます。議題3「その他」ということで、規制改革会議運営規則の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

○柿原参事官 御説明いたします。お手元の資料3を御覧ください。規制改革会議運営規則の一部改正についての御提案でございます。

これは議事概要の取り扱い、議事録の取り扱いについてでございます。

まず経緯といたしましては、ことし1月の第1回の会議におきまして、運営規則そのものを議長に決定していただいております。その関係部分を抜粋しておりますが、まず2ですけれども、議長は会議終了後速やかに議事概要を作成し、公表するものとする。3番目で、議長は、当該会議の議事録を作成し、一定の期間を経過した後にこれを公表するという取り扱いでございます。

これにつきまして第2回、2月の会議におきまして、会議の公開性を確保すべく発言者名を記載した詳細な議事概要を遅滞なく公表する旨を決定し、運用しております。

3つ目の○ですが、このような決定を踏まえまして、実際の話ですけれども、これまで会議終了後10営業日後を目途に議事概要を公表し、1カ月後を目途に議事録を公表してご

ございます。

2つ目のそれぞれの作成作業の段取りでございますが、まず議事概要の作り方ですけれども、会議の翌営業日に速記録を受領いたします。その日のうちに議事概要の体裁を整えまして、誤字脱字等を修正の上、各委員の方々に確認依頼を出しております。依頼後1週間を目途に各委員から確認いただいた結果を取りまとめの上、ホームページに掲載しております。

議事録につきましては、議事概要の掲載後、改めて速記録の体裁を整え、各委員に確認依頼をした上、同じく1週間後をめどに確認結果を取りまとめ、ホームページで掲載しております。

今、御説明した作成作業の3、問題点でございますが、今、御確認いただいたとおり、ほぼ同じ内容の議事概要と速記録を委員の方々に確認いただいておりますので、ある意味で二度手間になっているという問題点。

2つ目ですが、議事録は速記録の体裁を整えただけのもので発言そのものなのですけれども、議事概要はその発言を簡潔にまとめるという作業がひと手間入ります。したがって、議事概要の方に作成の手間がかかっているという問題点がございます。

以上を踏まえまして4は対処案でございます。これは運営規則の変更になるのですが、議事録につきまして現在の議事概要の作成スケジュールにて作成し、10営業日後を目途にホームページに公表するというので、それをもって議事概要にかえる。つまり議事録を10営業日に速やかに公表するという仕方になりたいと思います。

今、御説明した件を次のページでございますが、新旧対照表の形に落としたもので、改正事項は右側が現行、左側が改正案でございますが、右側の現行の運営規則の第2条第2項、議長は、会議終了後速やかに議事概要を作成し、公表するものとする。これは左側を見ていただきますと新しい改正案では、第2条第2項、議長は、会議終了後速やかに議事録を作成し、公表する。速やかにですので、同じタイミングでございます。現行の第3項を削除いたしまして、4項以下は項ずれでございます。

以上でございます。

○岡議長 ただいまの説明につきまして御意見ございますでしょうか。鶴委員、どうぞ。

○鶴委員 これはワーキング・グループの議事録も全く同じ対応ということでよろしいでしょうか。

○岡議長 事務局どうぞ。

○柿原参事官 ワーキング・グループは議事概要だけでございます。

○岡議長 よろしいですか。

それでは、本件はこの内容で決定したいと存じます。ありがとうございました。

最後に事務局から何か補足説明はございますか。

○柿原参事官 次回の会議の予定でございますが、次回の会議は8月22日に開催の予定で準備を進めております。詳細につきまして改めて事務局から御連絡いたしたいと思っております。

○岡議長 以上で予定の議題が終了いたしますが、1点、私から御報告させていただきます。既に皆様御承知のとおり、7月9日～11日の3日間、日刊工業新聞の「広角」というところで、規制改革会議の活動についていろいろ説明をさせていただきました。加えて8月1日木曜日の午後、日本記者クラブにおきまして、規制改革会議議長という立場での会見の御依頼を受け、これに応じることにいたしましたので、事前に皆様に御報告しておきます。今後とも機会を捉えて、規制改革会議の活動を広く御理解いただくように努めたいと思います。

では、以上をもちまして本会議を終了します。

どうもありがとうございました。